

会員規約

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本母乳バンク協会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、品川区旗の台 1-5-8 昭和大学 9 号館 204 室に置く。

(目的)

第3条 この会は、母乳バンクに関する活動（公益活動）を行い、新生児医療に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) ドナーミルクの提供
- (2) 新生児栄養に関する講演会開催

(会員種別)

第5条 この会の会員は、賛助会員・個人会員の2種類とする。

(1) 賛助会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。なお、賛助会員は**Platinum 会員**・Gold 会員・Silver 会員・**White 会員**・A 会員・B 会員・C 会員の5区分とし、その区分に応じたドナーミルク提供量は以下のとおりとする。

Platinum 会員：年間 80ℓまで

Gold 会員： 年間 60ℓまで

Silver 会員： 年間 40ℓまで

White 会員： 年間 30ℓまで

A 会員： 年間 20ℓまで

B 会員： 年間 10ℓまで

C 会員： 年間 5ℓまで

(ドナーミルク使用量増加に伴い令和6年度より、Platinum 会員・White 会員を新たに設定)

- (2) 個人会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 賛助会員 Platinum 会員：年間 120 万円、Gold 会員：年間 100 万円、Silver 会員：年間 75 万円、White 会員：年間 60 万円、A 会員：年間 40 万円、B 会員：年間 20 万円、C 会員：年間 10 万円

(2) 個人会員：一口年間 1 万円で何口でも可

(会員資格の有効期間・継続・変更)

第 8 条 会員資格の有効期間は入会日より翌 3 月 31 日までとする。

(1) 会員資格の継続を希望する会員は、有効期間の満了日である翌 3 月 31 日までに、次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとする。入金がない場合は、有効期間の満了日をもって会員資格を失効する。

(2) 会員種別の変更を希望する会員は、有効期間の満了日である翌 3 月 31 日までに変更届を提出し、新しい会員種別の年会費を次年度初月である 4 月末までに納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会費を 1 年以上納入しないとき。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

第 2 版 令和 4 年 1 月 18 日改訂

第 5 条会員種別に Gold 会員ならびに Silver 会員を追補

第 7 条会費に Gold 会員ならびに Silver 会員の会費を追補

第 3 版 令和 5 年 12 月 13 日改訂

第 5 条(1)(2)、第 7 条(1)、第 8 条(2)は、令和 5 年 12 月 13 日より理事会の承認を経て履行